



申請など

■倒産・解雇などによる離職者の国保税の軽減など

◇倒産・解雇などにより昨年3月31日以降に離職し、離職日に65歳未満の人で、雇用保険の特定受給資格者が特定理由離職者は、国保税が軽減されたり、高額療養費と高額介護合算療養費の所得区分の判定が変更になることがあります ※申告が必要 ◇詳しくは国民健康保険課216-1229へ

■国保税の納税方法の変更

◇国保税を特別徴収(年金からのお支払い)されている人やこれから特別徴収される人は、申し出により口座振替に変更できます ◇これから特別徴収される人には案内文を送付します ◇詳しくは国民健康保険課216-1230へ

■第三者行為による傷病届

◇交通事故や犬かみなど第三者の行為によってけがをしたときの治療費は加害者が負担するのが原則です ◇国保

を使って治療を受けるときは必ず「第三者行為による傷病届」を国保窓口へ提出してください ◇詳しくは国民健康保険課216-1228へ

■後期高齢者医療保険料の納付方法の変更

◇今年8月分の特別徴収(年金からの支払い)を中止し、口座振替を希望する人は今月14日までに手続きを済ませてください ◇年金からの支払いを継続して希望する人やこれまでに申出書を提出した人は手続きの必要はありません ◇必要なもの...保険証、通帳、通帳印 ◇詳しくは高齢者福祉課216-1268、各支所の福祉課・保健福祉課へ

■敬老パス・すこやか入浴

◇満70歳の誕生日の2週間前から敬老パスを交付します(利用は誕生日から) ◇敬老パスが70歳以上の友愛パス利用者はパスを提示すると100円で市内の銭湯に入浴できます(利用可能回数の範囲内) ◇必要なもの...顔写真、印鑑、身分証明書



■利用者負担の特例申請

◇市電、バス、桜島フェリーの利用に対し年間5000円分の自己負担額の減免を受けられます ◇対象...生活保護受給者が老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人、生活保護に準ずる経済状態の人

〈サンサンコールかごしま 099-808-3333〉

■重度身体障害者向け福祉サービス

①訪問理髪・美容サービス
◇対象...外出困難で身体障害者手帳肢体不自由1級が視覚障害1級の人

②寝具乾燥サービス
◇対象...寝たきりの重度身体障害者で世帯の生計中心者の前年の所得税が非課税の人

■共通事項一

◇利用回数...年3回まで ◇詳しくは障害者福祉課216-1273へ

■国民生活基礎調査

◇6月3日現在の世帯構成や保健、福祉などの状況を把握するために国民生活基礎調査を行います ◇調査結果を統計以外の目的に用いることはありません ◇準備調査のため事前に調査員が伺います ◇詳しくは生活衛生課へ

■動物取扱業の登録・危険な動物の飼養保管の許可

◇動物の販売・保管・貸し出しなどを行うときは動物取扱業の登録が必要です ◇ワニやニシキヘビなどの危険な動物を飼うときは種類ごとに飼養保管の許可が必要です ◇詳しくは生活衛生課へ

■飼い犬の登録・狂犬病予防注射

◇定期予防注射を公園や公民館などで実施しています。新規の犬も登録できます ◇はがきを持参し



必ず受けましょう ◇市内の動物病院でも受けられます ◇詳しくはサンサンコールかごしま099-808-3333へ

■フグの素人調理は危険

◇フグによる食中毒は全国各地で発生しています ◇フグの毒は加熱や冷凍ではなくなりません。調理には専門的な知識と技術が必要です ◇フグを家庭で調理するのは危険ですので、絶対にやめましょう ◇詳しくは生活衛生課へ

■不正大麻・けし撲滅運動

◇実施期間...5月1日～6月30日
◇大麻の不正栽培は大麻取締法で禁止されています ◇大麻の種子の所持や提供は、処罰対象となります ◇詳しくは生活衛生課へ

■民生安定資金の借入れ

◇資金の使途...設備資金など(生活資

金などは不可) ◇対象...市内に住み原則として市県民税が均等割以下の人
◇貸付額...1世帯100万円以内 ◇返済期間...6年以内(4カ月の据置期間を含む) ◇利率...年3%以内 ◇連帯保証人...1人(市内に住む別世帯の人) ◇詳しくは地域福祉課216-1244へ

■全国戦没者追悼式参列遺族の募集

◇対象者...戦没者・一般戦災死没者の配偶者が三親等内の遺族 ◇期日...8月15日(日) ◇場所...日本武道館
◇申込期限...5月31日 ◇詳しくは地域福祉課216-1244へ

■厚生労働省主催の慰霊巡拝(墓参)

◇対象...慰霊巡拝を行う地域における戦没者の遺族 ◇実施時期 ①イルクーツク州...8月下旬 ②ザバイカル地方...8月下旬 ③アムール州...9月上旬 ④ハバロフスク地方...9月上旬 ⑤東北地区...9月上旬 ⑥インドネシア...10月下旬 ⑦東部ニューギニア...11月中旬 ⑧ミャンマー...12月上旬 ⑨マリアナ諸島...1月下旬 ⑩トラック諸島...1月下旬 ⑪フィリピン...2月上旬 ⑫ギルバード諸島...2月下旬 ⑬第1次硫黄島...11月上旬 ⑭第2次硫黄島...2月中旬 ◇各地域の派遣は相手国の都合により変更することがあります ◇詳しくは地域福祉課216-1244へ

教室・講座

■食育教室

◇演題...白鳥見なみバレー人生～健康な体づくり～ ◇講師...白鳥見なみ氏(県バレー協会会長) ◇対象...市内に住む人 ◇日時...6月1日(火)14時～15時30分 ◇場所...かごしま市民福祉プラザ ◇受講は無料 ◇申し込み...電話で5月26日までに保健予防課へ

■食品衛生講習会

◇ノロウイルスやサルモネラなどの食中毒を予防するため講習会を行います ◇対象...食品関係者、おおむね20人以上参加できる市民グループなど ◇受講は無料 ◇申し込み...電話で生活衛生課へ

■高血圧予防教室

◇演題...高血圧の予防と治療 ◇講師...木原貴士氏(きはらハートクリニック院長) ◇日時...5月19日(水)14時～16時 ◇場所...保健所 ◇申し込みは不要 ◇詳しくは中央保健センターへ

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

- ◇市内の民生委員・児童委員は1027人
- ・厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています
- ◇民生委員・児童委員が行う福祉活動(無報酬)
- ・地域社会での孤立・孤独をなくす取り組み
- ・児童虐待や犯罪被害から子どもを守る取り組み
- ・災害時における要援護者の安否確認
- ・悪質商法被害などから地域住民を守る取り組み
- ◇民生委員法により、秘密は厳守
- ◇地域の担当民生委員・児童委員については、地域福祉課216-1244か各地区民生委員児童委員協議会会長にお問い合わせください

元気になれるのは地域のみなさんのおかげです

○自分の親を亡くし、以来、地域のお年寄りを親と思ひ、お役に立ちたいと活動を始め、今年で30年。やりがいがあり、勉強にもなります。○地域のみなさんに充実感や元気をもらいながら楽しんで活動しています。子育てのことから、お年寄りのことまで気軽に相談してください。



桐原 恵美子さん
(民生委員児童委員協議会副会長)

地区民生委員児童委員協議会会長名簿

地区名	氏名	電話番号	地区名	氏名	電話番号
吉田	井前 真人	295-1855	武	池田 美津子	253-8427
川上	片山 一郎	244-4566	田上	宮野 照子	251-3342
吉野	黒江 光子	243-6292	広木	東 孝一	264-0222
吉野東	中森 照	243-3175	西陵	西 義美	282-8160
玉江	山下 廣道	229-5394	松元	松元 孝雄	278-3037
伊敷	稲葉 達雄	220-2925	荒田	中山 和子	252-3303
西伊敷	大坪 輝男	220-9920	八幡	長野 宇三郎	257-0681
河頭	米倉 操	238-5443	中郡	満園 洋子	251-5236
郡山	南 節夫	298-7475	鴨池	桐原 恵美子	254-1547
清水	藤井 厚子	247-6495	紫原	米澤 弘太郎	251-1646
大竜	有川 ミチ	247-6735	西紫原	折田 弘子	253-5981
坂元	入船 次與	229-0809	宇宿	住吉 富美子	255-8626
坂元台	池田 潮	228-5114	南	山下 清一	253-3463
名山	菊川 健太郎	222-7219	谷山中央	山下 勝弘	268-8835
桜島	平瀬 恍	293-3111	東谷山	大山 郁代	269-5478
東桜島	松元 弘子	221-2245	清和	前村 光代	268-4293
城南	瀬戸山 廣人	226-3588	桜ヶ丘	大竹 満子	264-0808
松原	緒方 光一	223-6657	谷山北部	畠中 泰子	264-7047
山下	高橋 正博	224-2045	皇徳寺台	川畑 孝子	265-0377
中洲	水迫 春枝	252-5445	星ヶ峯	志風 勉	265-9087
西田	下津 京子	251-8416	西谷山	上之園 敬子	269-0611
原良	玉利 良隆	256-0460	和田	米森 幸夫	268-7086
明和	勝田 六子	282-2045	谷山西部	森山 シロミツ	261-3952
草牟田	吉松 フジ子	239-1820	谷山南部	鬼丸 憲夫	261-5093
武岡	米山 昭規	281-8511	喜入	川上 洋子	345-3473

離職者の皆さんへ 住宅手当緊急特別措置事業

住宅を喪失したか喪失するおそれのある離職者で、就労能力と就労意欲のある人に、住宅手当を支給します。

- ◇支給要件 支給申請時に①～⑥のすべてに該当する人
 - ①平成19年10月1日以降に離職した人
 - ②離職前に労働で賃金を得て、主として生計を維持していた人
 - ③公共職業安定所へ求職申し込みを行う人
 - ④収入(月収)が以下の金額の人
 - 単身世帯...8万4000円+家賃額(上限3万1600円)未満
 - 2人世帯...17万2000円以内
 - 3人以上の世帯...17万2000円+家賃額(上限4万1100円)未満
 - ⑤本人や本人と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯で50万円以下、複数世帯で100万円以下の人
 - ⑥本人や本人と生計を一とする同居の親族が他の雇用対策による貸し付けが給付などを受けていない人
- ◇支給金額(月額) 単身世帯...3万1600円以内 複数世帯...4万1100円以内
- ◇支給期間 原則6カ月以内

【地域福祉課 216-1244(FAX223-3413)】